

入札参加者の皆様へ

監理技術者講習の有効期間の取扱いの変更について（お知らせ）

建設業法施行規則の一部改正（令和3年1月1日施行）により、監理技術者講習の有効期間の取扱いが下記の通り変更されます。

一般競争入札における公告文については、現行の記載内容を下記のとおり変更するようしておりますが、既に公告済みの案件で現行での有効期限が令和3年1月1日以降の場合は、改正後の建設業法施行規則が適用されますので、公告文の記載内容にかかわらず、改正後の建設業法施行規則に基づく有効期間により競争参加資格などの審査を行います。

記

1. 有効期間の取扱いの変更内容

これまで監理技術者講習の有効期間については、「講習を受講した日から5年を経過していない者」となっていましたが、建設業法施行規則の改正（建設業法施行規則第十七条の十七）により、令和3年1月1日からは、「講習を受講した日の属する年の翌年から起算して5年を経過しない者」に改正されました。（別添資料①参照）

2. 一般競争入札における公告文の記載内容の変更

公告文中の「配置技術者に関する条件」の「国家資格等」に関する記載については、下記の通り現行の記載内容を変更します。（記載例は別添資料②）

（現行）

〇〇工事業に係る監理技術者資格者証を有し、かつ、法第26条第4項に規定する講習を終了した日から5年を経過していない者



（改正後）

〇〇工事業に係る監理技術者資格者証を有し、かつ、法第26条第5項に規定する講習を終了した日の属する年の翌年から起算して5年を経過していない者

※開札後、落札決定日が令和3年1月1日以降となるものについては上記の通りに公告文の記載内容を変更します。

（平成28年1月1日以降に講習を終了した場合、令和3年12月31日まで有効期間が延長されます。）